

富山県条例第36号

富山県森づくり条例の一部を改正する条例

富山県森づくり条例（平成18年富山県条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 富山県水と緑の森づくり基金（第22条—第27条）」を

「第4章 富山県水と緑の森づくり会議（第22条—第24条）」

に、「第5章」を
第5章 富山県水と緑の森づくり基金（第25条—第30条）」

「第6章」に、「第28条—第31条」を「第31条—第34条」に改める。

第31条を第34条とし、第28条から第30条までを3条ずつ繰り下げる。

第5章を第6章とする。

第4章中第27条を第30条とし、第22条から第26条までを3条ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 富山県水と緑の森づくり会議

（設置及び所掌事務）

第22条 森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進のための事項について調査審議するため、富山県水と緑の森づくり会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事項について調査審議し、及び知事に対して意見を述べるものとする。

(1) 森づくりに関する県民意識の高揚及び啓発活動に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、森づくりの推進に関し必要な事項

（組織等）

第23条 会議は、議長及び委員20人以内で組織する。

2 議長は、知事をもって充てる。

3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(細則)

第24条 前条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。